

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

（地域加算を行う地域及び割合）

第一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項、第四項、第六項及び第八項並びに同条第九項ただし書及び第十項ただし書（これらの規定を法第五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項に規定する政令で定める地域並びにこれらの規定及び同条第三項ただし書に規定する政令で定める割合は、

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三第一項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に係る同条第二項に規定する割合（同条第一項に規定する人事院規則で定める地域以外の地域については、別表に定める地域及び当該地域に係る割合）とする。

別表（第一条関係）

都道府県	地域	割合
宮城県	黒川郡富谷町	百分の六
	宮城郡利府町	百分の三

（地域加算を行う地域及び割合）

第一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項、第四項、第六項及び第八項並びに同条第九項及び第十項（これらの規定を法第五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項に規定する政令で定める地域並びにこれらの規定及び同条第三項に規定する政令で定める割合は、一般職の職員の給与に関する法律等

の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三第一項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に係る同条第二項に規定する割合（同条第一項に規定する人事院規則で定める地域以外の地域については、別表に定める地域及び当該地域に係る割合）とする。

別表（第一条関係）

都道府県	地域	割合
宮城県	宮城郡利府町 黒川郡富谷町	百分の三
茨城県	つくばみらい市 北相馬郡利根町	百分の三

茨城県	つくばみらい市 北相馬郡利根町	百分の六
栃木県	結城市 那珂市	百分の三
	下都賀郡野木町	百分の六
埼玉県	蕨市	百分の十五
	狭山市 ふじみ野市	百分の十二
千葉県	新座市 桶川市 富士見市 鶴ヶ島市	百分の十
	北本市 八潮市 蓮田市 幸手市 吉川市	百分の六
	白岡市 北足立郡伊奈町 入間郡三芳町	百分の三
	南埼玉郡宮代町 北葛飾郡松伏町	
	日高市 入間郡毛呂山町	百分の三
	我孫子市	百分の十六
	習志野市	百分の十五
	八千代市 四街道市	百分の十
	鎌ヶ谷市 白井市 大網白里市	百分の六
	山武市 長生郡長柄町	百分の三
昭島市 小金井市	百分の十五	
東京都	東大和市	百分の十二
	東久留米市 羽村市	百分の六
神奈川県	逗子市	百分の十五
	海老名市 座間市	百分の十二
	伊勢原市	百分の十
	秦野市 綾瀬市 中郡大磯町	百分の六
富山県	中新川郡舟橋村	百分の三
山梨県	上野原市	百分の三
岐阜県	瑞穂市	百分の三

栃木県	河内郡上河内町 河内郡河内町	百分の六
群馬県	下都賀郡野木町	百分の三
	群馬郡榛名町	百分の三
埼玉県	ふじみ野市	百分の十二
	狭山市 蕨市 新座市 富士見市	百分の十
千葉県	蓮田市	百分の六
	深谷市 鳩ヶ谷市 桶川市 北本市 八潮市 幸手市 日高市 吉川市 北足立郡伊奈町 入間郡三芳町 入間郡毛呂山町 大里郡江南町 北埼玉郡大利根町 南埼玉郡宮代町 南埼玉郡白岡町 北葛飾郡鷺宮町 北葛飾郡松伏町	百分の三
	我孫子市	
	習志野市 八千代市	百分の十
	鎌ヶ谷市	百分の六
	印旛郡印旛村 印旛郡本埜村 山武郡大網白里町	百分の三
	小金井市 東大和市	百分の十
	東久留米市 羽村市	百分の六
	逗子市	百分の十五
	神奈川県	伊勢原市 津久井郡藤野町 津久井郡城山町
座間市		百分の六
富山県	綾瀬市 中郡大磯町 中郡二宮町	百分の三
	中新川郡舟橋村	百分の三

静岡県	裾野市	百分の十五
愛知県	日進市	百分の十六
	知立市 清須市 長久手市	百分の十
	稲沢市 東海市 大府市 尾張旭市 岩倉市 愛西市 北名古屋市 あま市 愛知郡	百分の六
	東郷町 海部郡大治町 海部郡蟹江町	
	丹羽郡大口町 丹羽郡扶桑町 知多郡阿久比町 知多郡東浦町	百分の三
三重県	桑名郡木曾岬町 員弁郡東員町 三重郡菰野町 三重郡朝日町	百分の三
滋賀県	湖南市	百分の三
京都府	長岡京市	百分の十六
	八幡市 相楽郡精華町	百分の六
	城陽市 乙訓郡大山崎町	百分の三
大阪府	高石市 大阪狭山市	百分の十五
	松原市	百分の十二
	貝塚市 摂津市 四條畷市 三島郡島本町	百分の六
	豊能郡豊能町 泉北郡忠岡町 南河内郡河南町 南河内郡千早赤阪村	
兵庫県	高砂市 川西市	百分の十
	川辺郡猪名川町	百分の六
奈良県	生駒市 葛城市 生駒郡平群町 生駒郡三郷町 生駒郡斑鳩町 生駒郡安堵町 北葛城郡上牧町 北葛城郡広陵町 北葛城郡河合町	百分の六

石川県	河北郡内灘町	百分の三
長野県	塩尻市	百分の三
静岡県	裾野市	百分の十
	庵原郡由比町	百分の六
	庵原郡富士川町 志太郡大井川町	百分の三
愛知県	日進市	百分の十五
	尾張旭市	百分の六
	岩倉市 清須市 北名古屋市 愛知郡東郷町 愛知郡長久手町 西春日井郡春日町	百分の三
	海部郡七宝町 海部郡美和町 海部郡甚目寺町 海部郡大治町 海部郡蟹江町	
三重県	桑名郡木曾岬町	百分の三
京都府	長岡京市	百分の十二
	城陽市 八幡市 乙訓郡大山崎町 相楽郡山城町 相楽郡加茂町 相楽郡精華町	百分の三
大阪府	大東市 大阪狭山市	百分の十
	松原市 摂津市	百分の六
	三島郡島本町 豊能郡豊能町 泉北郡忠岡町 泉南郡岬町 南河内郡河南町 南河内郡千早赤阪村	百分の三
兵庫県	高砂市 川西市	百分の六
	川辺郡猪名川町	百分の三
奈良県	生駒市	百分の六
	御所市 葛城市 生駒郡平群町 生駒郡三郷町 生駒郡安堵町 磯城郡川西町 磯	百分の三

	御所市 磯城郡川西町 磯城郡三宅町 磯城郡田原本町	百分の三
広島県	安芸郡府中町	百分の六
香川県	木田郡三木町	百分の三
福岡県	大野城市 筑紫郡那珂川町 糟屋郡志免町	百分の六
	古賀市 糟屋郡篠栗町 糟屋郡須恵町 糟屋郡久山町	百分の三
備考	この表に掲げる名称は、平成二十七年四月一日における名称とし、この表に定める地域は、これらの名称を有するもの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。	

	城郡三宅町 磯城郡田原本町 北葛城郡上牧町 北葛城郡広陵町 北葛城郡河合町	
岡山県	御津郡建部町 赤磐郡瀬戸町	百分の三
広島県	安芸郡府中町	百分の三
福岡県	大野城市 古賀市 筑紫郡那珂川町 糟屋郡篠栗町 糟屋郡志免町 糟屋郡須恵町 糟屋郡新宮町 糟屋郡久山町 糸島郡二丈町 糸島郡志摩町	百分の三
備考	この表に掲げる名称は、平成十八年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、これらの名称を有するもの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。	